

『(仮称)第6次寒川町行政改革プラン』の骨子(町素案)

【これまでの取り組みと現状・課題】

本町の行政改革については、昭和63年に策定した第1次行政改革大綱に始まり、その後、第2次、第3次、第4次の行政改革大綱・実施計画を経て、現時点では、平成24年度から平成26年度までの第5次行政改革大綱・実施計画に基づく取り組みを進めているところです。

《過去の実績》

	計画期間	項目数	効果額
第1次	昭和63年度～	(大綱のみの策定)	
第2次	平成 9～11年度	64項目	3億9,195万円
第3次	平成13～15年度	32項目	5億 518万円
第4次	平成17～23年度	48項目	4億6,177万円
第5次	平成24～26年度	14項目	2億3,500万円 (平成24年度のみの効果額)

町においては、急速に変化する社会経済環境のもと、住民ニーズや行政課題は複雑かつ多様化しています。さらには、少子高齢化に伴い公共的なサービスへの需要が高まる一方、生産年齢人口の減少等も推計されており、アベノミクス効果により国内企業は徐々に回復基調に転じていると言われてはいますが、町の財政状況はまだまだ厳しい状態にあると言えます。

このような状況の中、さらなる住民サービスの向上や行政課題への対応を図るためには、限られた財源や人材(職員)を最大限活かしながら、より効率的に行政運営を行うことが必要不可欠となることから、「より柔軟で効率的な行政体制の構築」と「持続可能な自立した基礎自治体の基盤確立」が課題となっています。

【今後の取り組み】

今後の取り組みとしては、課題となっている「より柔軟で効率的な行政体制の構築」と「持続可能な自立した基礎自治体の基盤確立」の実現に向け、「民間でできることは民間に委ねる」との考え方を基本とし、民間や地域人材等の外部活力の活用を視野に入れ、事務事業等(直営の公共施設を含む)のアウトソーシングの積極的推進に取り組みます。

なお、アウトソーシングの推進にあたっては、行政と民間との適切な役割分担のもと、行政責任の確保を図りつつ、アウトソーシングにより生じたヒト・モノ・カネなどの行政資源を必要な場所に配分することにより、効率的かつ効果的なサービスの提供とサービス水準の維持及び向上を目指します。

また、基礎自治体である市町村への権限移譲に代表される地方分権改革への対応という点と、スケールメリットを活かした事務の効率化や住民サービスの向上を図るという点から、広域連携の推進にも取り組んでまいります。

【計画期間】

町総合計画後期基本計画第2次実施計画期間に合わせ、平成27年度～平成29年度までの3カ年計画とします。

【基本項目(現時点での想定)】

1. アウトソーシングの推進
2. 効率的な行政体制(職員)の推進
3. 広域連携の推進

【個別項目(現時点での想定)】

1. アウトソーシングの推進
 - (1) 指定管理者制度の活用
 - (2) P F I 手法等による民間活力の活用
 - (3) 事務事業における民間活力の活用
 - (4) 協働によるまちづくりの推進
2. 効率的な行政体制(職員)の推進
 - (1) 職員の勤務形態の見直し
 - (2) 職員配置の適正化
3. 広域連携の推進
 - (1) 近隣市との連携

【推進体制】

プラン全体の進行管理については町長を本部長とする「寒川町行政改革推進本部」が行い、個別項目の実施については所管課等の長が、進行管理については所管部等の長が責任者となることにより、プランの着実な推進に向け責任の所在を明確にするとともに、役場内での情報共有を図り、類似事務等にも反映させるなど、役場全体で取り組むものとしします。

また、各年度の半期ごとの実施結果については、「寒川町行政改革推進委員会」及び町議会へ報告するとともに、ホームページ等を通じて町民に公表し、意見を広く求め、次年度以後の計画に反映させるなど、推進に努めます。

【モニタリング項目(現時点での想定)】

個別項目としての設定は行いませんが、第5次寒川町行政改革実施計画に掲げた項目のうち、今後も推移を観察する必要があるものとして、次の項目については年度末に数値の把握を行うこととしします。

- ◇財政支援団体(社会福祉協議会・シルバー人材センター・商工会・観光協会)への補助金額
- ◇徴収金収納率(町税・国保料・介護保険料・保育料)
- ◇人件費